

ト勞資互譲ニ依リ左ノ條件ニテ圓滿解決セリ
記

解決條件

- 一 公休日ニ休業シタルトモ拘ラス二日分ノ手當ヲ与ヘ給ス
 - 二 作業ノ繁閑ニヨリ手當ヲ与ヘ給ス(奨励金)
 - 三 団体協約ハ保留トス
- 右及申(通)報候也

01018

勞務第三〇四〇號

昭和八年十一月二日

常務理事
内務大臣山本達雄 啟
労働局長 社 會 局 長 官 啟

稻吉田漬店労働争議ニ關スル件 (第一報 發生)

勞務第三〇四〇號
發生十一月三
解決十一月廿一
使用労働者二十
争議参加者十八
關係労働組合全労基連 風

8.716
\$225



要旨
十月三十日従業員船夫二十名 争議主トシテ仕込金値上ノ嘆願書ヲ提出シ事
業主ト会见スルカ一應考慮ノ上翌日九月(再會)トシテ会见ヲ終ル
回従業員八平常通リ作業中

標記稻吉田漬店ニ争議發生セルガ狀況左記ノ通

- 一 發生ノ場所 荒川区南千住所三ノ一四一番地
- 二 事業主側